



NO. 852

令和2年

広報

5月1日号

この広報紙は、環境に配慮したバージンバルブを使用しています。



カタログポケット QRコード 公式ツイッター QRコード



●発行 八街市
●編集 総務部秘書広報課
●発行日 毎月1日・15日
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
☎(043) 443-1111
FAX (043) 444-0815
ホームページ
<https://www.city.yachimata.lg.jp/>

人口の動き 4月1日現在 人口69,169人(前月比-179人) 男35,349人女33,820人世帯数32,002世帯

市民の皆さまへ

全国各地での新型コロナウイルスの感染によりお亡くなりになりました方に対して、心からのご冥福をお祈りいたします。

また、感染された方に対して早期の回復をお祈り申し上げます。

さて、既に皆さんご存じのとおり、安倍首相は4月7日(火)、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく初の「緊急事態宣言」を発出しました。

安倍首相は、緊急事態宣言の中で、今回の新型コロナウイルスの感染拡大は日本にとって戦後最大の危機であるとの認識のもと、新型コロナウイルスとの戦いに勝つため、改めて国民の皆さんに行動を変えることを求めました。皆さんが行動を自粛することが、感染者の爆発的な増加を回避することにつながり、皆さんが愛する家族を守ることにつながる、これらは、すべて国民一人ひとりのこれからの行動にかかっていると訴えました。

八街市民の皆さん、新型コロナウイルスとの戦いは、先の見えない長く厳しい戦いとなります。私は、安倍首相の緊急事態宣言とそれに伴う千葉県の措置を確実に実施することが、新型コロナウイルスの感染拡大を抑制し、日常の市民生活を1日でも早く取り戻すための方法であると確信しております。

市民の皆さんにおかれましては、大変なご不便をおかけすることとなりますが、ご理解・ご協力をいただきますよう心からお願いいたします。

八街市新型コロナウイルス感染症対策本部長 八街市長 北村 新司

新型コロナウイルス感染症に関する各種支援情報

名称	支援内容	問い合わせ先
市税の猶予制度	市税を一時に納付することで事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがある場合は、納税の猶予が認められる場合があります。 対象科目：市民税・県民税・法人市民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税	納税課 ☎443-1115
母子寡婦福祉資金	母子家庭・父子家庭または寡婦の方に、各種資金を無利子または低利(年1.0%)で貸し付けます。	子育て支援課 ☎443-1693
介護保険料の猶予制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の納付が一時的に困難となった65歳以上(第1号被保険者)の方は、申請により原則6カ月の期間に限り納付の猶予が認められることがあります。	高齢者福祉課 ☎443-1491
セーフティネット支援(市町村認定枠4号)	新型コロナウイルス感染症の影響により、県内において経営安定に支障が生じている中小企業、小規模事業者の資金繰りを支援します。	商工観光課 ☎443-1405
セーフティネット支援(市町村認定枠5号)	新型コロナウイルス感染症の影響により、業況が悪化している業種(国が指定)に属する事業を行う中小企業者であって、経営安定に支障が生じていることについて資金繰りを支援します。	商工観光課 ☎443-1405
セーフティネット支援(危機関連保証枠)	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が急減している中小企業・小規模事業者が利用可能な融資制度です。	商工観光課 ☎443-1405
水道料金・下水道使用料の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、支払いが困難な事情がある使用者に対し、水道料金・下水道使用料を猶予します。	ヴェオリア・ジェネッツ(株)八街営業所 ☎443-5595 水道課 ☎443-0677 下水道課 ☎443-1440

新型コロナウイルス感染症に関するその他の支援情報

名称	支援内容	問い合わせ先
生活福祉資金貸付制度	【緊急小口資金】 休業などにより緊急かつ一時的に生計維持のために必要な費用 貸付額：20万円以内 【総合支援資金(生活支援費)】 失業などから生活再建までの間に必要となる生活費(原則3カ月以内) 貸付額：複数世帯は月20万円以内 単身世帯は月15万円以内	八街市社会福祉協議会 ☎443-0748
住居確保給付金	離職・廃業後2年以内の方および4月20日より給与などを得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方 ※収入要件、資産要件、求職活動など要件あり。 支給額：単身世帯 37,200円/月(上限) 支給期間：原則3カ月 支給方法：賃貸住宅の賃貸人または不動産媒介事業者等への代理納付	八街市自立相談支援窓口 ☎312-0766

※支援情報は、4月13日(月)現在の情報です。新しい情報は、随時お知らせします。

記号の見方

時日時

場会場

内容

対象

定員

費用

申し込み

締め切り

持ち物

問い合わせ

FAX

444・0815